

ニュージーランドにおける 子どもウェルビーイング法

大 橋 典 子

はじめに

ウェルビーイングという言葉は、近年日本でもかなり浸透しつつある。その定義は国内外で不統一であるものの、世界保健機関憲章¹の前文から引用して「肉体的・精神的・社会的に満たされた状態」²と説明されることが多い。2021年頃から日本政府や自治体がウェルビーイングを重要な政策³に取り入れるようになり、「幸福度」や「満足度」という訳語が当てられる傾向にある⁴。ウェルビーイングに関する研究も経済学、哲学、医学、または心理学などの幅広い領域で豊富な蓄積が進みつつあり、「福

1 1946年7月22日署名、1948年4月7日発行。

2 WHO's website. Constitution of the World Health Organization (<https://apps.who.int/gb/bd/PDF/bd47/EN/constitution-en.pdf?ua=1>) ;

日本 WHO 協会ウェブサイト「世界保健機関 (WHO) 憲章とは」

(<https://www.japan-who.or.jp/about/who-what/charter/>).

3 内閣府ウェブサイト「Well-being に関する取組」

(<https://www5.cao.go.jp/keizai2/wellbeing/index.html>).

4 竹内健太「Well-being (ウェルビーイング) とは何か 使われ方の違いを意識して」参議院事務局企画調整室 (調査情報担当室) 経済のプリズム 208 (2022) 55-56.

祉」と訳されることもある⁵。一方、日本における貧困⁶、虐待⁷、いじめ⁸、自殺⁹、または犯罪¹⁰といった子どもの生命や未来を奪うような状況は、子どものウェルビーイングを阻害している状況であると言い換えることができる。これに対して日本政府は2022年こども基本法制定、2022年児童福祉法改正¹¹、2022年¹²・2024年民法改正¹³、および2024年子ども・若者育成支援推進法改正¹⁴を進め、子どもの権利保障法制を発展させている。他

-
- 5 たとえば武田真理子「ニュージーランドにおける子ども・家族福祉制度の改革と子育て支援における官民の協働に関する考察」日本ニュージーランド学会誌 26 (2019) 11-24.
 - 6 厚生労働省「2022 (令和 4) 年 国民生活基礎調査の概況」(2023) 14 頁 (<https://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/k-tyosa/k-tyosa22/dl/14.pdf>).
 - 7 こども家庭庁「令和 4 年度児童虐待相談対応件数 (令和 6 年 9 月 24 日現在)」(2024) (https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/a176de99-390e-4065-a7fb-fe569ab2450c/b45f9c53/20240926_policies_jidougyakutai_26.pdf).
 - 8 文部科学省「令和 5 年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果」(2024) (https://www.mext.go.jp/content/20241031-mxt_jidou02-100002753_1_2.pdf).
 - 9 厚生労働省『令和 6 年版自殺対策白書』(2024) (<https://www.mhlw.go.jp/content/2024-2-1.pdf>).
 - 10 警察庁生活安全局人身安全・少年課「令和 6 年 3 月令和 5 年における少年非行及び子供の性被害の状況」(2024) (https://www.npa.go.jp/bureau/safetylife/syonen/pdf_r5_syonenhikoujyokyo_kakutei.pdf).
 - 11 2022 年改正児童福祉法 (令和 4 年法律第 66 号) は子どもへの虐待相談対応件数が増加し、困難を抱える子育て世代の負担軽減のために、要保護児童等への包括的かつ計画的な支援の実施の市町村業務への追加、市町村における児童福祉、および母子保健に関し包括的な支援を行うこども家庭センターの設置の努力義務化、子ども家庭福祉分野の認定資格創設、および市区町村における子育て家庭への支援の充実等を目指した改正が行われた。
 - 12 2022 年改正民法 (令和 4 年法律第 102 号) は嫡出推定制度および懲戒権に関する規定等の見直しが行われた。
 - 13 2024 年改正民法 (令和 6 年法律第 33 号) は、父母の離婚等後における子どもの養育に関する父母の責務を明確にし、親権・監護、養育費、親子交流、養子縁組、財産分与に関する規定の見直しが行われた。
 - 14 2024 年改正子ども・若者育成支援推進法 (令和 6 年法律第 47 号) は、ヤングケアラーを「家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者」と定義し、国や自治体が支援に努めるべき対象として明記された。

方、憲法学において1959年に宮沢俊義¹⁵が先駆的に子どもを権利享受主体として独立させた形で論じ¹⁶て以降、子どもの研究は校則、少年保護条例、または虐待に偏ること¹⁷が強かった。ようやく子どもの最善の利益¹⁸やヤングケアラー¹⁹に焦点を当てた研究がなされているが、子どものウェルビーイングを直接憲法学の研究課題とする業績は見当たらない。子どものウェルビーイングは個人の尊重、幸福追求、自己決定、平等、生命、生存、自立、教育、プライバシー、または適正手続きといった日本国憲法上の権利と切り離せないほど緊密である。そこで、本稿はウェルビーイングを保障する法的枠組みを模索することを目的に、子どものウェルビーイングを保障するニュージーランドの子どもウェルビーイング法（以下、NZ子どもウェルビーイング法）に着目して研究を推進する。本稿は以下、ニュージーランドにおける憲法上の子どもの権利、NZ子どもウェルビーイング法の概要、目的、指導原理としての「原則」、ワイタング条約²⁰に関するチーフ・エグゼクティブの義務²¹、NZ子どもウェルビーイング法とレイシャル・プロファイリング、近時の裁判、そしてNZ子どもウェルビーイング法の課題と展望について順次考察していく。本稿で閲覧したインターネット上の資料等は、すべて2024年12月27日時点のものである。

15 宮沢俊義『憲法Ⅱ』有斐閣（1959）240-242頁。

16 北川善英「子どもの人権と『子どもの最善の利益』（子どもの権利条約）—2」
横浜国立大学教育紀要 36：1-9（1996）1頁。

17 たとえば福岡久美子『未成年者の基本的人権』法律文化社（2021）。

18 大西健司「『他者』としての子どもの最善の利益」一橋法学 22（3）（2023）
41-58。

19 杉山有沙「ヤングケアラーと人権」帝京法学 37（1）（2023）83-87。

20 ワイタング条約（1840年2月6日締結）：「すべてのマオリは英国女王の臣民となりニュージーランドの主権を王権に譲る。②マオリの土地保有権は保障されるが、それらの土地はすべてイギリス政府へのみ売却される。③マオリはイギリス国民としての権利を認められる。」

21 チーフ・エグゼクティブ（chief executive）とは、法令の規定に従い当局（department）のチーフ・エグゼクティブとして職務を遂行する者をいう。また当局とは首相（Prime Minister）の権限に基づき、当面の間本法の運営に責任を負う部局をいう（NZ子どもウェルビーイング法2条（1））。

1. ニュージーランドにおける憲法上の子どもの権利

ニュージーランドは南西太平洋に浮かぶ島々に約 530 万人²²が暮らす、立憲君主制の国である。同国は宗主国であったイギリス法を継受しており、最も包括的な憲法的意義を有する²³と解される 1986 年憲法法の人權保障規定は極めて限定的である²⁴。同国で人權を保障する中心的な 1990 年権利章典法²⁵および 1993 年人権法²⁶も、子どもの権利保障に関する規定は乏しい²⁷。最も重要な法律のひとつと解される²⁸同権利章典法には子ども、教育、生存、幸福追求、またはウェルビーイングといった文言は明示されていない。同権利章典法の刑事手続き（21 条～ 27 条）の規定は子どもにも等しく適用され、「刑事手続きの最低基準」（25 条 (i)）には子どもの年齢を考

-
- 22 Stats New Zealand's website. Population (<https://www.stats.govt.nz/topics/population/>).
- 23 矢部明宏「ニュージーランドの憲法事情：諸外国の憲法事情 3」国立国会図書館調査及び立法考査局（2003）140 頁。
- 24 1986 年憲法法（Constitution Act 1986）（全 29 条）：「1 章主権」、「2 章行政府」、「3 章立法府」、「4 章司法府」、および「5 章雑則」。
- 25 1990 年権利章典法（New Zealand Bill of Rights Act 1990）は政府、裁判所、政府系企業および法人が個人に対して「人の生命と安全」、「民主的および公民権」、「差別の禁止とマイノリティの権利」、「搜索、逮捕、拘禁の権利」、「刑事訴訟権」、そして「正義への権利」の 6 つのカテゴリーの権利を保障する。
- 26 1993 年人権法（Human Rights Act 1993）は、13 種類（人種、性別、婚姻形態、宗教的信条 (religious belief)、無宗教・特定の宗教を信じているかに関わらず倫理的的信条 (ethical belief)、肌の色、国籍または市民権 (nationality or citizenship) を含む民族的出自または出身国 (ethnic or national origins)、障害、年齢、政治的意見、雇用状況、家族形態、性的指向) を理由とした雇用、教育へのアクセス、公共的な場、交通機関、公的施設へのアクセス、商品・サービスの提供、土地・住宅・宿泊施設の提供、産業組合・職業組合、職業訓練組織などにおける差別を禁止する。ニュージーランドにおける人種差別やレイシャル・プロファイリングに関しては、拙稿「比較人種差別禁止法」を参照した。
- 27 1990 年権利章典法および 1993 年人権法の日本語訳は、以下を参照した。萩野芳夫・畑中和夫・畑博行編『アジア憲法集』（2 版）明石書店（2007）（石田裕敏・東條喜代子解・訳「ニュージーランド」584-611 頁）；内閣府ウェブサイト「平成 23 年度内閣府委託報告書 障害者差別禁止制度に関する国際調査 第 5 章 1993 年人権法（ニュージーランド）」 (<https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/tyosa/h23kokusai/18-new1.html>).
- 28 矢部、前掲 140 頁。

慮した方法で対処することが定められている。

1993年人権法は差別からの自由を定めるもので、私人間における「年齢」を理由とする差別も禁止する。しかし、同法は16歳以上の者への行為にのみ適用される。同人権法に唯一明記される子どもの規定は、家庭内暴力の影響を受けた子どもに関する内容である(62A条(4))。もっとも、同法の差別禁止事由のひとつである「家族形態」²⁹は、子どもや扶養する者がいることを理由に差別することを禁止し、かつ同法は同事由をもつ者への優遇措置³⁰を認めていることから、間接的に子どもの権利を保障しているといえよう³¹。しかし、これらの法律に最高法規性があるわけではないため、これらの規定に違反しても憲法違反にはならない。他方、ニュージーランドでは国際法を「二元論を取りつつも、今日の国際法の増大に伴い、憲法の2次的法源」³²に位置づけていることから、1990年権利章典法における自由権規約類似規定には自由権規約の解釈指針に用いられることがある³³。

29 1993年人権法21条1項「家族形態」(family status):「家族形態、つまり(i) 子どもまたはその他の扶養家族のパートタイム、またはフルタイムの世話をする責任がある。(ii) 子どもやその他の扶養家族の世話をする責任がない。(iii) 特定の人物と結婚している、またはシビル・ユニオンもしくは事実上の関係にあること。(iv) 特定の者の親族であること。」

30 1993年人権法74条「妊娠・出産・家族責任に関する措置」:「疑義を避けるために、以下の理由により優先的待遇(preferential treatment)が与えられることをここに宣言する。(a) 女性の妊娠または出産、または(b) 子どもまたはその他の扶養家族のパートタイムケアまたはフルタイムケアに対する個人の責任は、この章の違反を構成しないものとする。」

31 ニュージーランドでは子どもの権利に関連して子ども委員法(Children's Commissioner Act 2003)、子どもケア法(Care of Children Act 2004)、子どもの貧困削減法(Child Poverty Reduction Act 2018)、メンタルヘルス・ウェルビーイング委員会法(Mental Health and Wellbeing Commission Act 2020)などの制定や改正も進んでいるが本稿では特に取り扱わない。

32 山本英嗣「今日のニュージーランドにおける人権状況:2009年UPR審査を受けて」日本ニュージーランド学会誌17(0)(2010)40-47.43頁。

33 Williams, T., Ruru, J., Irwin-Easthope, H., Quince, K., and Gifford, H. Care and protection of tamariki Māori in the family court system. Kaupapa Māori models now required to reduce disparities and measure outcomes. te Arotahi Series Paper. 2019. p. 377 (https://bettercarenetwork.org/sites/default/files/teArotahi_19-0501%20Ruru.pdf).

2. NZ 子どもウェルビーイング法の概要

(1) 2017 年法の意義

本稿が NZ 子どもウェルビーイング法と呼ぶ法律の正式名称は、マオリ語で Oranga Tamariki Act 1989³⁴、英語で Children's and Young People's Well-being Act 1989³⁵である³⁶。同法は 2017 年子ども・少年・家族法改正法³⁷（以下、2017 年法）によって当時革命的³⁸と評された 1989 年子ども・少年・家族法（以下、1989 年法）³⁹を改称するとともに、子どもへのケアと保護法制（care and protection）、および少年司法法制を大幅に見直すものである⁴⁰。2017 年法の制定背景はニュージーランドの制度は非効率で子どもの意見が中心になっておらず、脆弱な子どもがその隙間に入り込むことを許しているという懸念⁴¹を解消する必要があった。これら脆弱な子

34 マオリ語で「オランガ」は「ウェルビーイング」を、「タマリキ」は「子ども」を意味する。

35 ニュージーランドでは英語に加え、マオリ語法（Māori Language Act 2016）および 2006 年手話法（New Zealand Sign Language Act 2006）の制定によりマオリ語と手話も公用語である。ニュージーランドで制定される法名にマオリ語と英語が必ず併記されているわけではないようである。

36 ニュージーランドの法律は以下を参照した。Parliamentary Counsel Office, New Zealand's website (<https://www.legislation.govt.nz/act/public/1989/0024/latest/whole.html>).

37 Children, Young Persons, and Their Families (Oranga Tamariki) Legislation Act 2017 は 2017 年 7 月 13 日に成立し、一部は即時に、大部分は 2019 年 7 月 1 日までに施行された。

38 Bookman, S. and Becroft, A. The new principles of the Oranga Tamariki Legislation Act: CROCodile tears or provisions with bite? 2019. p. 1 (<https://ssrn.com/abstract=3391878>).

39 1989 年子ども・少年・家族法（Children, Young Persons and Their Families Act 1989）は、子どもと家庭をめぐる問題に対する責任や義務の認識や対応方法を明確にした画期的な法律である。同法は子どもの保護や非行問題において特に実親の責任と権限を重要視し、家族グループ会議などの新しい機関や子どもコミッショナー制度を導入した。ニュージーランド学会編『ニュージーランド百科辞典』春風社（2007）（新井正彦 139 頁）。

40 Bookman. op. cit., p. 3.

41 Williams, et. al. op. cit., p. 7.

どもとはマオリを中心に、有色人種や障害のある子どものことである。現在でも、たとえばパシフィカ（太平洋諸島出身者）の子どもの貧困率が最も高く⁴²、マオリの子ども自殺率は非マオリに比べて約2倍近いときもある⁴³。国家や宗教的な保護施設内での虐待はマオリや障害者が被害を受けやすい⁴⁴。なお、2017年法の大部分が施行された2019年は、ニュージーランドが子どもの権利条約を批准して30周年を迎え、改めて政府が同条約へのコミットを誓う⁴⁵とともに、ウェルビーイング戦略の策定と世界初のウェルビーイング予算を計上⁴⁶した年でもある。

2017年法は新しい子ども省の管轄（予防、集中的介入、ケアサポート、少年司法、移行支援）を支援し、より広範なシステム全体の変更を推進することを目的とする⁴⁷。並行的に子ども省の名称も Ministry for

42 Ministry of Social Development, New Zealand. Child poverty in New Zealand. 2024

(<https://www.msd.govt.nz/documents/about-msd-and-our-work/publications-resources/research/child-poverty-in-nz/child-poverty-report-2024.pdf>).

43 Health New Zealand's website. Suicide data web tool

(<https://tewhatuora.shinyapps.io/suicide-web-tool/>).

44 Royal Commission's website. The Inquiry's final report and recommendations (<https://www.abuseincare.org.nz/reports/whanaketia>).

45 UN Human Rights Office of the High Commissioner. Pledge by New Zealand Celebrating 30 years of the Convention on the Rights of the Child (<https://www.ohchr.org/sites/default/files/Documents/HRBodies/CRC/30Anniversary/Pledges/NewZealand.pdf>).

46 2019年1月の世界経済フォーラムにおいて、Jacinda Ardern 首相（当時）が「(国家は) 経済的な幸福だけではなく、社会的なウェルビーイングにも取り組む必要がある」と発言し、ウェルビーイング予算を計上した際には、ウェルビーイングを「人々が目的、バランス、意味をもって充実した生活を送ることができること」と説明している。ウェルビーイング予算の5つの重点目標は子どものウェルビーイングの向上、メンタルヘルスに真剣に取り組む、革新的な国家創生、持続可能な経済社会への移行、マオリとパシフィカの未来 (aspirations) を支援することである。Treasury of New Zealand. The Wellbeing Budget. 2019. pp. 5 and 7

(<https://www.treasury.govt.nz/sites/default/files/2019-05/b19-wellbeing-budget.pdf>).

47 Ministry for Vulnerable Children, Oranga Tamariki, New Zealand. Children, Young Persons, and Their Families (Oranga Tamariki) Legislation Bill. 2017a. para. at 10

(https://www.parliament.nz/resource/enNZ/51SCSS_ADV_00DBHOH_BILL72055_1_A554483/52214b4dd2a3d5a851f3f628f9aec1c4646522ce).

Vulnerable Children, Oranga Tamariki と名付けられたように子どもの「脆弱性」を強調したものであった⁴⁸。Anne Tolley 社会開発大臣(当時)は、ウェルビーイングを法名に付したことについて、「脆弱な立場にある子どものための政府の機関 (ministry) のもとで、新しいケアと保護制度が法改正やブランドの変更以上のものであること、そして子どもの安全とウェルビーイングが最優先であることを示すことになる」⁴⁹ と述べている。なお、ウェルビーイングという言葉は 1989 年法が改正した 1974 年子ども・少年法 (以下、1974 年法)⁵⁰ にも掲げられており、ニュージーランドは 50 年以上も前から子どものウェルビーイングを法的に保障する枠組みを構築している。

(2) 2017 年法による主な改正点

2017 年法による主な改正点は以下である⁵¹。①目的と一般原則を更新すること、②マナ・タマイティ (タマリキ)⁵²、ワカパパ⁵³、およびファナウン

48 将来的なスティグマを引き起こしかねないとして「vulnerable」は削除され、現在の子ども省は「Oranga Tamakiri -Ministry for Children」である。

49 Government of New Zealand's website. Minister proposes name change for legislation (<https://www.beehive.govt.nz/release/minister-proposes-name-change-legislation#:~:text=%E2%80%9CBy%20changing%20the%20name%20of%20the%20Act%20we,child%20comes%20before%20everything%20else%2C%E2%80%9D%20says%20Mrs%20Tolley.>).

50 Children and Young Persons Act 1974.

51 Ministry for Vulnerable Children, Oranga Tamariki, New Zealand. Strategic intentions 2017–2022. 2017b. p. 16 (<https://www.orangatamariki.govt.nz/assets/Uploads/About-us/Corporate-reports/Strategic-intentions/Strategic-Intentions-2017-2022.pdf>).

52 マナ・タマイティ (タマリキ) (mana tamaiti (tamariki)) とは、子どもの文化におけるティカンガ・マオリ (tikanga Māori) またはそれに準ずるものに従い、子どものワカパパとファナウ、ハプー、イウイ、または家族への帰属に由来する本質的な価値と固有の尊厳を意味する (NZ 子どもウェルビーイング法 2 条 (1))。また、ティカンガ・マオリとはマオリの慣習法および慣行を意味する (NZ 子どもウェルビーイング法 2 条 (1))。

53 ワカパパ (whakapapa) とは、両親 (mātua) と祖先 (tūpuna) の子孫という意味で、その者が誰であるかを説明するのに役立つ、何世代にもわたる親族関係を意味する (NZ 子どもウェルビーイング法 2 条 (1))。

ガタンガ⁵⁴の実践⁵⁵を認める目的と原則を修正すること、③子ども省がより柔軟に対応できるような措置を提供すること、④早期介入対応をサポートし、家庭における子どもや若者の安全で安定した愛情あるケアを確保するための原則を修正すること、⑤説明責任について子どものニーズをどの程度満たしているかについて公的な報告を義務付けること、⑥苦情処理機構の設置を義務付け、独立した監査機関を設置するための規則制定権を規定すること、⑦国家ケア基準に関する規制の策定、および養育者のもとにいる子どものニーズに対応できる経済的支援を提供すること、⑧少年司法の管轄を17歳まで拡大し、重大犯罪者や再犯者に対する制度の対応を見直すこと、⑨少年司法制度における子どものための法定代理人を増員し、地域に根ざした留置方法への支援を強化すること、⑩養護施設から退所する若者が21歳まで養護者と同居を継続するか、または養護者と再度同居することができるような新たな権利を付与すること、⑪養護施設や少年司法施設から退所する子どもの自立移行について、25歳まで支援措置を講ずること、⑫情報共有フレームワークを構築すること、⑬政府全体の予防活動の調整を確実にするための説明責任に関する取り決めを行うこと、および⑭省庁横断的な活動を強化すること、である。

(3) NZ 子どもウェルビーイング法の構成

NZ 子どもウェルビーイング法の子どもは14歳未満の者、少年は14歳

-
- 54 ファナウンガタンガ (Whanaungatanga) とは、人との関係でワカパパに対する義務に基づき (a) 意図的に責任を遂行すること、(b) 相互の義務と責任を果たすための基盤となる親族関係、(c) 帰属意識、アイデンティティ、つながりを維持し保護される必要のある、より広範な親族関係を意味する (NZ 子どもウェルビーイング法2条(1))。
- 55 それまで曖昧な概念であったマナ・タマイティ、ワカパパ、ファナウンガタンガを2017年法が新たに定義づけたことは、それぞれの役割を明確化し、マオリの子どもウェルビーイングを保障に向けた前進でもあった。

以上 17 歳未満⁵⁶ (2 条 (1))⁵⁷ の者とし、ウェルビーイングの定義は「福祉を含むウェルビーイング」(2 条 (1))と定めるのみである。同法は福祉法(2 章～ 3A 章) および少年司法 (4 章～ 6 章)⁵⁸ から構成することで、切れ目なく重なり合う法域によって子どものウェルビーイングを保障する。当該福祉法と少年司法を連携させた法域の構成は、1974 年法よりも前から設定されている。また、ニュージーランドでは子どものウェルビーイングを、親族ネットワークなどの環境との相互作用において「ニュージーランド特有の子どもの生活を環境 (特に文化的な背景) と切り離さないでできるだけ環境を変えずに支援していこうとする姿勢」⁵⁹ は、NZ 子どもウェルビーイング法に反映させている。

-
- 56 法律により権利を享受できる子どもの年齢は異なる。たとえば 2016 年子ども保護 (子ども性犯罪者行政機関登録) 法 (Child Protection (Child Sex offender Government Agency Registration) Act 2016) の子どもは 16 歳未満の者 (4 条)、2004 年法子どもケア法 (The Care of Children Act 2004) (8 条) および 2018 年子どもの貧困削減法 (Child Poverty Reduction Act 2018) (5 条) は、子どもを 18 歳未満の者としている。
- 57 NZ 子どもウェルビーイング法所定の「children and young persons」や「children or young persons」は、「子ども」と表記する。同法の条文翻訳は適宜「child」は「子ども」、「young person」は「少年」とする。
- 58 NZ 子どもウェルビーイング法 (全 469 条) : 1 章「目的、原則、義務」(4 条～ 12 条)、2 章「子どもと少年のケアと保護」(13 条～ 149 条)、3 章「2 章および 3A 章に基づく手続に関する規定」(150 条～ 207 条)、3A 章「トランスタスマン保護命令の移転と保護手続」(207A 条～ 207ZO 条)、4 章「少年司法」(208 条～ 320 条)、5 章「少年裁判所における手続に関する規定」(321 条～ 340 条)、6 章「控訴」(321 条～ 340 条)、7 章「チーフ・エグゼクティブまたはその他の個人や団体のケアを受けている子どもと少年」(361 条～ 395A 条)、8 章「イウィ社会サービス、文化社会サービス、子どもと家族の支援サービス、コミュニティサービスに関する規定」(396 条～ 409 条)、9 章「子どもコミッション」(410 条～ 422 条) (廃止)、10 章「雑則」(423 条～ 449 条)、11 章「チーフ・エグゼクティブまたはその他の人物や団体に保護されている子どもや少年」(449 条～ 469 条)、および附則 (Schedule)。
- 59 栗山直子「ニュージーランドの親族里親による養育とそれを支える多機関連携一母子保健機関プランケットへの聞き取りから」オーストラリア・アジア研究紀要 5 (5) (2020) 1-10. 2 頁。

3. NZ 子どもウェルビーイング法の目的

NZ 子どもウェルビーイング法の目的と原則を改正する背景には、①意思決定の中心に子どもを置き、彼らの家族、ファナウ、ハプー、イウィ⁶⁰、そしてより広範なネットワークや地域社会とのつながりの中で彼らを考慮すること、②家族、ファナウ、ハプー、イウィ、および養育者を支援し、安全で安定した愛情あふれる家庭を提供できるようにすること、③子どもとその家族、ファナウ、ハプー、イウィとの関係、特に兄弟姉妹間の関係を強化することであった⁶¹。新しいNZ 子どもウェルビーイング法の目的は、「目的」(4条)と「子どものウェルビーイングと最善の利益」(4A条)の2か条から成る「目的」に置き換えられた。まず、4条の「目的」は子ども中心のアプローチを反映⁶²させ、マナ・タマイティ(タマリキ)を肯定し、子どもの権利を中心に据え、子どもの最善の利益を推進し、子どものウェルビーイングを増進し、子どものニーズに取り組み、ならびに子どもに影響を与える意思決定への参加を提供するサービスを確立、推進、および調整することである(4条(1)(a)(i))。

NZ 子どもウェルビーイング法 4A条「子どものウェルビーイングと最善の利益」は、同法の施行または適用に関するすべての事項(4章、5

60 ファナウ(whānau)とは個人が生まれ、社会化されたマオリ社会の基本単位である。ハプー(hapū)とは通常の社会的・経済的問題や日々の基本的な意思決定を行うマオリ社会における基本的な政治単位である。イウィ(iwi)とはマオリ社会最大の独立した政治経済単位であり、社会的、文化的、経済的に非常に重要なものである。Ministry of Justice, New Zealand. He Hinātore ki te Ao Māori. A Glimpse into the Māori World. Māori Perspectives on Justice. 2001. p. 2 (<https://www.justice.govt.nz/assets/he-hinatora-ki-te-aomaori.pdf>)；日本ではファナウを「親と子のほかに祖父母、叔父・叔母など拡大家族」、ハプーを「より広く親族や祖先を同じくするものを」、そしてイウィを「共通の名祖を有する共同体」とそれぞれ説明する先行業績がある。栗山、前掲2頁。

61 Government of New Zealand's website. Minister proposes name change for legislation. op. cit.

62 Ministry for Vulnerable Children, Oranga Tamariki, New Zealand. 2017a. op. cit., paras. at 75-90.

章、および 351 条～ 360 条⁶³を除く)においては、一般原則である 5 条および福祉法に関する原則である 13 条を考慮して、子どものウェルビーイングと最善の利益が第一かつ最優先の考慮事項を示すものである(同条(1))。同条はまた、4 章、5 章および 351 条～ 360 条の管理または適用に関するすべての事項において、5 章および少年司法における原則である 208 条を考慮し、少年司法における子どものウェルビーイングと最善の利益を最優先にするための追加的考慮事項(primary considerations)を定める(同条(2))。当該追加的考慮事項は、①子どものウェルビーイングと最善の利益、②公共の利益(公共の安全を含む)、③被害者の利益、そして④子どもの行動に対する説明責任、である。これらは後述するような原則と類似の内容ではあるものの、ことさら少年司法における子どもに対する特別な保護の重要性を際立たせるものである。

4. 指導原理としての「原則」

(1) 一般原則(5 条)

NZ 子どもウェルビーイング法 5 条「原則」は、裁判所⁶⁴および同法所定の権限を行使する者に対して子どもの権利条約および障害者権利条約⁶⁵を遵守する義務を明記するものである⁶⁶。同条が「子どものウェルビーイ

63 NZ 子どものウェルビーイング法 351 条～ 360 条は「少年裁判所の決定に対する上訴」に関する規定である。

64 NZ 子どもウェルビーイング法における裁判所とは、2 章、3 章および 3A 章では家庭裁判所のことを、4 章および 5 章では少年裁判所のことを意味する(2 条(1))。

65 日本政府は「児童の権利に関する条約」と呼んでいるが、本稿では「子どもの権利条約」と表記する。また、同政府は「障害者の権利に関する条約(略称: 障害者権利条約)」と表記しているが、本稿ではその略称を用いる。ニュージーランドは子どもの権利条約を 1993 年 4 月 6 日に、障害者権利条約は 2008 年 9 月 26 日に批准した。日本は子どもの権利条約を 1994 年 4 月 22 日に、障害者権利条約を 2014 年 1 月 20 日に批准した。

66 Action for Children and Youth Aotearoa. Written input into the list of issues prior to reporting submitted to the UN Committee on the Rights of the Child. 6th reporting cycle of Aotearoa New Zealand. 2020. p. 13
(<https://static1.squarespace.com/static/608737f129c8f67c2c6932b2/t/6135c8>)

ングは、その子どもに影響を与える意思決定の中心になければならず、特に以下のことが重要である。(i) 子どもの権利（子どもの権利条約および障害者権利条約所定の権利を含む）が尊重され、支持されなければならない。(A) 常に尊厳と尊敬をもって扱われなければならない。(B) 危害から保護されること」(5条(1)(b)(i))と規定する点は、最も注目される改正点のひとつである。この中で子どもの権利条約および障害者権利条約所定の権利は「尊重されなければならない」(must be)だけでなく、「支持されなければならない」(respected and upheld)という強制的かつ積極的な表現に修正されたことは大きな変化である⁶⁷。この文言によって裁判所や同法所定の権限を行使する者は、子どもの権利条約と障害者権利条約を考慮しなければならず、これらの条約に従ってNZ子どもウェルビーイング法を解釈しなければならない余地が生まれた⁶⁸。これはニュージーランドが採用してきた二元論的アプローチを転換させ、子どもの権利を保障するための新たな一步を踏み出したともいえる大改正である⁶⁹。当該5条が改正されたことによって、子どもの権利条約は少年司法手続きにおいて引用されることが増えており⁷⁰、特に成人の刑事司法制度への移送が義務的または推定的であるような重大な犯罪を含む事案に多い⁷¹。また、子どもの権利条約は精神的・身体的な障害に言及しているものの、NZ子どもウェルビーイング法5条に障害者権利条約も併記することで、障害者と

d9ab7cdf3ad6d9a6f0/1630914782170/Childrens+Rights+Alliance+Aoteroa+New+Zealand+Written+Input+into+LOIPR+2020.pdf).

67 Ibid. p. 11.

68 Forde, L. The role of the courts in protecting children's rights in the context of police questioning in Ireland and New Zealand 61 (2). 2021. 240-260. p. 244.

69 Bookman. op. cit., pp. 1, 6-7 and 15.

70 Lynch, N. Incorporation of the Convention on the Rights of the Child in New Zealand in Kilkelly, U., Lundy, L., and Bryne B, eds. Incorporation the UN Convention on the Rights of the Child in National Law. Cambridge. 2021. pp. 84-87.

71 Lynch, N., Brink, Yannick van den., and Forde, L. Responses to serious offending by children. Routledge. 2022. p. 99.

もに生きる子どもの権利も明示している。

さらに、旧法の「ホリスティック・アプローチ」に、以下のような具体例が追加された。たとえば裁判所や NZ 子どもウェルビーイング法所定の権限を行使する者は、子どもを全人的な存在として①発達の可能性、②教育上・健康上のニーズ、③ワカパパ、④文化的アイデンティティ、⑤ジェンダーアイデンティティ、⑥性的指向、⑦（もしあれば）障害、および⑧年齢を含め、しかし、これらの個別的な特性に限定されない形式のアプローチを採用すること、である（5条（1）（b）（vi））。

（2）福祉に関する原則（13条）

NZ 子どもウェルビーイング法 13条「原則」は、2章、3章、3A章、または 341条～350条に基づいて権限を行使する者に適用される指導原理である。2017年法によって13条は子どもの意思決定への参加要件が強化され、子どもにとって重要な関係の維持、および子どもの安全と最善の利益が最優先されることをより強く保障するものである。1989年法の「welfare and interests」が「well-being and best interests」に置き換えられたことは、子どもの利益を考慮するためのより総合的なアプローチの採用を表現している⁷²。子どもの「利益」(interests)も「最善」(best interests) でなければならないという決意である。新しい13条は早期介入（13条（2）（a））やケアと保護の理由で保護された（removed）子どもの配置に関する決定を導く原則を修正することで子どもが家庭外のケアに配置される場合に重要な考慮事項を説明している（13条（2）（f）、（g）、（h）、（1））⁷³。

（3）少年司法における原則（208条）

NZ 子どもウェルビーイング法は少年司法の主要な法的枠組みを提供⁷⁴

72 Ibid. paras. at 154-155.

73 Ibid. paras. at 390 and 412.

74 Forde. 2021. op. cit. p. 244.

している。2017年法は犯罪捜査における追加的な指導原理である208条「原則」を修正し、警察の捜査における子どもの脆弱性に対する特別な保護を要請する重要な声明を盛り込んだ⁷⁵。新しいNZ子どもウェルビーイング法208条は4章、5章、または351条～360条に基づき権限を行使する裁判所や関係者に対して、同法4A条(2)所定の4つの主要な考慮事項に加えて、以下の原則にも従わなければならないことを定めている。当該原則とは、①公益上特段の事情がない限り子どもに対して刑事手続きを開始すべきではないこと、②子どもの犯罪に対処するための措置は関係する子どもの家族、ファナウ、ハプー、イウィ、家族グループを強化するように設計されるべきであること、③犯罪を犯したとされる子どもは適宜コミュニティの中に留置されるべきであること、④子どもの年齢は制裁の性質を決定する際の緩和要件になること、⑤犯罪を犯した子どもに課されるいかなる制裁も、(i) 家族、ファナウ、ハプー、家族グループ内での子どもの発達を維持し推進する可能性が最も高い形態をとるべきであり、(ii) 適宜適切かつ最も制限の少ない形態をとるべきであること、⑥子どもの脆弱性はその子どもによる犯罪の実行または実行の可能性に関する捜査の間、特別に保護する権利を与えること、などである。

(4) 子どもの自立支援とその原則 (386AAC条)

ニュージーランドの子どもは早い年齢で親から自立し、1983年前後には15歳頃には親元を離れることが当たり前⁷⁶になったという。しかし、何らかの事情によりケアと保護が必要な子どもの自立は容易ではない。この自立を支援するために⁷⁷、NZ子どもウェルビーイング法は25歳までの

75 Ibid. p. 244.

76 小松隆二『理想郷の子どもたち ―ニュージーランドの児童福祉』論創社(1983) 230頁。

77 資生堂子ども財団「48回(2023年度)資生堂子ども福祉海外研修報告書」(2024) 35頁

(<https://www.shiseido-zaidan.or.jp/data/media/posts/202404/2023%E5%B9%B4%E5%BA%A6%E7%AC%AC48%E5%9B%9E%E8%B3%87%E7%94%9F>)

子どもに対する枠組み(「Moving to Independent」)が強化された(386AAA条～386AAG条)。新しい自立支援の目的を、①子どもが自立して成長できるよう準備し、自立準備を早期に開始すること、②子どもが養育者やその他の信頼できる大人と成人期まで続く関係をもつ機会を確保すること、③子どもが困難に対処し、大人として成長・発展するために必要な国家やコミュニティの支援を利用できるようにすること(386AAB条)とし、自立への移行に関して意思決定者に明確で個別のガイダンスを提供することも自立支援の原則に含まれた(386AAC条)⁷⁸。同法の自立支援規定に、①保護下にいた子どもは18歳～21歳まで里親や施設に留まるか、再度養育者の元に戻る権利があることが明記され、②チーフ・エグゼクティブに対して、子どもが25歳になるまでアドバイスと支援を提供したり(386AA条～386B条)、子どもが21歳になるまで連絡を維持する義務が課されるようになった(386C条)。子どもが施設を退所する際の支援義務も強化⁷⁹されたことで、長期的な自立を支援する体制を強化することで子どものウェルビーイングが確保できるようになった。

また、子どもの自立を支援する者は、18歳未満の者に対してはNZ子どもウェルビーイング法5条の原則、および18歳以上の者に対して5条(1)(a)の原則のみに加え、いずれの場合も以下の7原則に従わなければならない(386AAC条)。当該7原則とは、①子どもが自らに影響を及ぼす事柄について、子どもが主体的に意思を決定できるよう支援が受けられること、②子どもはホリスティックなアプローチにより子どもの強みと

%E5%A0%82%E5%85%90%E7%AB%A5%E7%A6%8F%E7%A5%89%E6%B5%B7%E5%A4%96%E7%A0%94%E4%BF%AE%E5%A0%B1%E5%91%8A%E6%9B%B8.pdf).

78 Ministry for Vulnerable Children, Oranga Tamariki, New Zealand. 2017a. op. cit., para. at 843.

79 Oranga Tamariki -Ministry for Children, New Zealand's website. Transition to adulthood (<https://practice.orangatamariki.govt.nz/our-work/transitioning-to-adulthood/transition-to-independence/transition-to-adulthood/#:~:text=From%201%20July%202019,%20the%20legislative%20transition%20to%20adulthood%20requirements>).

アイデンティティが構築され、育成される必要があること、③適切な子どもとその家族、ファナウ、ハプー、イウィ、家族グループとの関係は、維持・強化されること、④家族、ファウナ、ハプー、イウィ、家族グループ、およびコミュニティは子どもが自立できるように支援すること、⑤子どもは養育者、他の信頼できる大人、またはより広いコミュニティとの関係を築き、維持されること、⑥支援者は合理的かつ実行可能な範囲において教育の安定を支援することを優先して、危害の影響に対処し、子ども自らの願望やニーズを達成し満たすことができるよう支援すること、⑦子どもに対する支援は積極的かつ迅速に提供され、子どもがどのような決断を選択しても継続されなければならないこと、である。

5. ワイタング条約に関するチーフ・エグゼクティブの義務

(1) ワイタング条約の遵守義務

2017年法による最も重要な改正点のひとつに、NZ 子どもウェルビーイング法 7AA 条に憲法の一部とみなされるワイタング条約をチーフ・エグゼクティブが認識し、実践的なコミットメントを提供する義務が課されたことである⁸⁰。この背景には国家が子どもを保護する中で、若いマオリとそのファナウの期待を裏切っているという懸念を解消することが要請されていた⁸¹。同条によりチーフ・エグゼクティブは、①測定可能な成果目標を設定すること、②マナ・タマイティ（タマリキ）、マオリの子どものワカパパ、およびファウナ、ハプー、イウィのファウナガタンガの責任を考慮すること、③イウィやマオリに関連する組織と戦略的にパートナーシップの構築を目指さなければならない（7AA 条 (2) (a)）⁸²。

80 Werry, K. Criminalising care and protection issues –child offenders in Aotearoa New Zealand. *Māori Law Review*. 2022. 1-12. p. 8.

81 Oranga Tamariki -Ministry for Children, New Zealand's website. Section 7AA background (<https://www.orangatamariki.govt.nz/about-us/performance-and-monitoring/section-7aa/our-background/>).

82 7AA 条の導入を受けて子ども省は、以下のようなサービスや政策を提供にお

(2) 7AA 条に対する批判

7AA 条の導入には肯定的な評価がある反面、以下のような批判もある。たとえば同条はマオリに対する組織的な人種差別への考慮やチーフ・エグゼクティブへの義務が不十分であり、実質的な変化を生み出せていないという声である⁸³。子どもにとって意味をなす具体的な行動が必要であり、積極的な子どもの保護やパートナーシップの原則を NZ 子どもウェルビーイング法に導入することが必要である⁸⁴。当該 7AA 条への否定的な見解は、2023 年の総選挙で発足した国民党主導の連立政権が提出した「7AA 条撤廃修正案」⁸⁵にもあらわれている。ワイタング審判所は同条の早急な撤廃が及ぼす実害を警告⁸⁶しているが、Karen Chhour 子ども省大臣はワイタング条約を遵守することが最優先ではなく、子どものウェルビーイングを

ける 5 つの基準を設けた。当該 5 つの基準とは、①マオリの権利と利益を守り抜くこと、②マオリの声を聞き、行動すること、③タマリキ・マオリとその家族の格差を是正し、公平性を確保すること、④マナ・タマイティ（タマリキ）、ワカパバ、ファンウンガタンガに配慮すること、⑤マオリのエビデンスを重視することである。また、⑤マオリのエビデンスを重要視するとは子ども省の政策、実践、サービスがマオリの知識、データとモデル、またはマオリ主導の研究や評価を有効活用することである。Oranga Tamariki -Ministry for Children, New Zealand. Section 7AA quality assurance standards. 2020. p. 4-6 (<https://www.orangatamariki.govt.nz/assets/Uploads/About-us/Performance-and-monitoring/Section-7AA/Section-7AA-Quality-Assurance-Standards.pdf>).

83 G. E., Jordan. Neglected realities: How the oversight of systemic racism hindered the efficacy of section 7AA in enhancing outcomes for tamariki Māori within Oranga Tamariki's Care. Te herenga waka -Victoria University of Wellington. 2023. p. 30 (<https://ir.wgtn.ac.nz/handle/123456789/31392>).

84 Werry. 2022. op. cit., p. 10.

85 Government of New Zealand. Oranga Tamariki (Repeal of Section 7AA) Amendment Bill. 2024 (https://disclosure.legislation.govt.nz/assets/disclosures/bill_government_2024_43.pdf).

86 Waitangi Tribunal. The Oranga Tamariki (Section 7AA) urgent inquire 10 May 2024 Report. 2024 (https://forms.justice.govt.nz/search/Documents/WT/wt_DOC_213376913/Oranga%20Tamariki%20Urgent%2010%20May%20W.pdf).

確保するために 7AA 条を削除する必要があると説明⁸⁷している⁸⁸。

また、コモンローや制定法がある場合に限り、マオリに権限を付与することができる⁸⁹と解されてきた⁹⁰ワイタング条約の原則や適用を見直すワイタング条約原則法案⁹¹が 2024 年 11 月 7 日に提出された⁹²。同法案によるマオリの子どもの権利保障への後退も危惧される。

6. NZ 子どもウェルビーイング法とレイシャル・プロファイリング

(1) ニュージーランドにおけるレイシャル・プロファイリング

レイシャル・プロファイリングの定義は世界的に統一されておらず⁹³、

87 Government of New Zealand's website. First reading -repeal of section 7AA of the Oranga Tamariki Act 1989

(<https://www.beehive.govt.nz/speech/first-reading-%E2%80%93-repeal-section-7aa-oranga-tamariki-act-1989>).

88 子ども省はコスト削減策として 21 の専門職（実質的には 447 の職）を検討しており、「7AA 条撤廃修正案」とともにマオリの子どもの権利保障は実践的にも縮小傾向にある。The New Zealand Herald's website. Oranga Tamariki takes the axe to Māori roles in organization

(<https://www.nzherald.co.nz/kahu/oranga-tamariki-takes-the-axe-to-maori-roles-in-organisation/CKXC4CIPYNDTTM3ADKRHXGILKU/>).

89 Te Heuheu Tukino v. Aotea District Maori Land Board [1941] AC 308 (PC).

90 Joseph, P. A. Constitutional and Administrative Law. 5th Edition. Thomson Reuters. 2021. p. 45.

91 A Treaty Principles Bill.

92 ワイタング条約原則法案についてニュージーランドの司法省は、ワイタング条約の原則を明確にし、法律への適用に確実性を生み出すことを目的としている。Ministry of Justice, New Zealand's website. A Treaty Principles Bill

(<https://www.justice.govt.nz/justice-sector-policy/key-initiatives/a-treaty-principles-bill/>).

93 たとえば 2001 年「人種主義、人種差別、外国人嫌悪および関連する不寛容に関する世界会議」で採択されたダーバン行動計画は、レイシャル・プロファイリングを「いかなる程度であれ人種、肌の色、世系や国家・民族的出自（descent or national or ethnic origin）に基づいて個人を捜査活動の対象としたり、犯罪への関与を判断する警察および法執行の慣行のこと」としている（パラ 72）。UN. World Conference Against Racism, Racial Discrimination, Xenophobia and Related Intolerance. Declaration and Programme of Action 2001 (https://www.ohchr.org/sites/default/files/Documents/Publications/Durban_text_en.pdf)；2020 年人種差別撤廃委員会の「法執行官によるレイシャルプロファイリングの防止、およびこれとの闘いに関する一般的提案 36 号」では、「(a) 法執行機関が行なう行為であり、(b) 客観的基準や合理的な正当化事由に動機

ニュージーランドでもその定義づけがなされているわけではない。また、レイシャル・プロファイリングは警察のみが行う差別的行為ではない⁹⁴が、本稿は警察が職務質問を行う際に「人種」または「民族」のみを理由として対象者を選別する行為として取り扱っている。ニュージーランドにおけるレイシャル・プロファイリングは、2019年にクライストチャーチで発生したモスクテロ事件⁹⁵を契機に活発化し、年齢を問わずマオリがその標的になりやすい。

子どもに対するレイシャル・プロファイリングは、圧倒的に高いマオリの子どもの犯罪率（マオリ 67%、パケハ（ヨーロッパ系の白人）24%、パシフィカ 13%、アジア系 1%）⁹⁶と警察の警戒意識が比例しているかのよ

づけられたものではなく、(c) 人種、肌の色、世系、国家や民族的出自、またはこれらの事由と他の関連の事由（宗教、性別・ジェンダー、性的指向・ジェンダーアイデンティティ、障害、年齢、移住者としての地位、職業またはその他の地位）との交差に基づくものであり、(d) 出入国管理や犯罪活動、テロリズム、または法律違反とされ、もしくは法律違反となる可能性があるその他の活動との闘いといった特定の文脈において利用されるもの」というレイシャル・プロファイリングに共通する要素を示している（パラ 13）。General recommendation No. 36 (2020) on preventing and combating racial profiling by law enforcement officials (CERD/C/GC/36) (<https://imadr.net/wordpress/wp-content/uploads/2021/01/CERD-GC36-original.pdf>).

94 ニュージーランドでは万引き防止などの理由でマオリが買い物中に店員から追い回されるという事案が報告されている。The New Zealand Herald's website. Police Commissioner: Racial profiling perception 'concern we need to address'

(<https://www.nzherald.co.nz/nz/police-commissioner-racial-profiling-perception-concern-we-need-to-address/XXKCVFMFMFOQDQXGOZYTY6TNIKM/>).

95 モスクテロ事件とは 2019 年 3 月 15 日ニュージーランドのクライストチャーチにある 2 つのモスクで発生した、ニュージーランド史上最悪の銃乱射事件のことである。イスラム教徒の移民受け入れを反対していたオーストラリア国籍の Brenton Tarrant 氏が逮捕され、51 件の殺人罪、40 件の殺人未遂罪、1 件のテロ行為の罪状のすべてを認めて終身刑を言い渡された。Court of New Zealand's website. R v Tarrant (CRI-2019-009-2468) (<https://www.courtsofnz.govt.nz/for-media/r-v-tarrant/>).

96 Ministry of Justice, New Zealand's website. Data tables. Children and young people with finalised charges in any court. Table 9: Number and percentage of children and young people with finalised charges in any court, with orders, by gender, ethnicity and age, 2014-2024

うに見える。ニュージーランド警察は 2012 年捜索・監視法に基づいて活動を行い、NZ 子どもウェルビーイング法もその法的根拠となる。とりわけニュージーランドでは子どもへのレイシャル・プロファイリングの結果として行われる写真撮影が問題である⁹⁷。

(2) レイシャル・プロファイリングの誘因性

子どもに対するレイシャル・プロファイリングを誘引しかねない NZ 子どもウェルビーイング法の規定は、主に 48 条および 214 条である。48 条（「同伴者のいない子ども」）は同伴者がいない、または子どもの身体的・精神的健康が損なわれかねない状況に適用される定めである。たとえば同条に基づき警察は再び家出をしたときのためのケアと保護の目的で、家出をした子どもの写真を撮影することができる⁹⁸。214 条（「令状のない子どもの逮捕」）は特定の場合に令状なく警察が子どもを停止させ、逮捕することができる規定⁹⁹である。ただし、同条は以下のような合理的な根拠に基づいて子どもを逮捕する必要があると確信した場合や特定の限られた状況にのみに適用することができる¹⁰⁰。たとえば子どもが裁判所に出廷することを保障したり、または子どもが将来的に犯罪を重ねることや犯した犯罪に関連した証拠の紛失や破棄を防止する場合である¹⁰¹。

NZ 子どもウェルビーイング法に基づいて警察が子どもを逮捕した場合

(<https://www.justice.govt.nz/justice-sector-policy/research-data/justice-statistics/data-tables/#cyp>) .

97 RNZ's website. Police deny racial profiling after accounts of youths being stopped and photographed.

98 The Independent Police Conduct Authority and Office of the Privacy Commissioner. Joint inquiry by the Independent Police Conduct Authority and the Privacy Commissioner into Police conduct when photographing members of the public. 2022. para. at 50.

99 NZ 子どもウェルビーイング法 214 条～ 226 条は「令状のない子どもまたは少年の逮捕」に関する規定である。

100 The Independent Police Conduct Authority and Office of the Privacy Commissioner. para. at 170.

101 Ibid. para. at 171.

に、2008年警察法に基づいて警察はその子どもの個人情報収集することができる¹⁰²。この際、警察はNZ子どもウェルビーイング法および子どもの権利条約が求める子どもへの追加的保護や子どもの最善の利益を考慮しなければならない¹⁰³。NZ子どもウェルビーイング法は事情聴取、犯罪の嫌疑、および逮捕時の権利（215条～220条）を定めており、警察は事情聴取をする前に子どもに供述書（statement）を作成または提出する義務がないこと、いつでも供述書への同意を撤回できること、および弁護士や家族などの大人と相談する権利を行使できることなどを説明しなければならない¹⁰⁴。

(3) 警察の写真撮影とNZ子どもウェルビーイング法の問題点

NZ子どもウェルビーイング法214条は、結果として警察がマオリの子どもを過剰に刑事収容施設に送ることになり、レイシャル・プロファイリングや証拠として写真を撮影するという人種差別的な行為を合法化しかねない規定である。またその写真を9,000人以上の警察官が使用するOnDuty（スマホアプリ）を通してデータベースで一括管理することは、子どものプライバシーを含めた将来的なウェルビーイングと権利を侵害しうる危険性が高い。子どもへのレイシャル・プロファイリングが争われた裁判を見つけることができなかったが、後述するFG判決¹⁰⁵でも指摘されたように、NZ子どもウェルビーイング法218条が年齢や理解度に適した言語と方法で子どもに「説明」（explain）することを要求しているため、

102 Ibid. para. at 173.

103 Ibid. para. at 247.

104 NZ子どもウェルビーイング法215条～220条は「事情聴取、起訴、逮捕されたときの子どもの権利」に関する内容であり、たとえば「執行官による尋問を受ける前に、子どもに権利を知らせる」（215条）、「子どもが要求した場合に説明される権利」（215A条）、「執行官は犯罪で起訴される子どもに権利を説明する」（216条）、「逮捕された子どもに説明されるべき権利」（217条）、「子どもの年齢や理解度に適した方法と言語で説明すること」（218条）などを定めている。

105 New Zealand Police v FG [2020] NZYC 328, [“FG”].

同法に対する警察官の無理解、写真撮影の違法性や子どもに保障される特別な権利に関する意識の欠如という実践面での課題¹⁰⁶の解決が必要である。

一般的に令状のない捜査やレイシャル・プロファイリングの結果として違法に入手された証拠については、1990年権利章典法（21条）¹⁰⁷や2006年証拠法（30条）に基づいて救済を求めることになる。1990年権利章典法にはプライバシー権が明示されていないが、21条がプライバシーを中核として個人の尊厳を含む多義的な価値を保障¹⁰⁸し、また28条¹⁰⁹が同権利章典法に含まれる権利としてプライバシーを保障すると解される¹¹⁰ことから、同権利章典法を根拠にレイシャル・プロファイリングによる子どもの権利侵害を主張することもできよう。

7. 近時の裁判 —FG 判決

(1) 事案の概要

FG 判決は2017年法によってNZ子どもウェルビーイング法が改正された後に少年裁判所で争われた事案である。原告X（16歳）は、強盗罪3件と違法に車両に乗り込んだ（unlawfully getting into a motor vehicle）罪1件で警察に逮捕された。本裁判の争点は、Xの供述書（2件）およびDNAサンプルの有効性である。当該供述書は警察署で事情聴取を受けた際に作成されたもの（1回目）と自宅で事情聴取を受けた際に作成

106 The Independent Police Conduct Authority and Office of the Privacy Commissioner. *op. cit.*, para. at 301.

107 1990年権利章典法21条「不合理な捜索と押収」：「すべての人は、身体、財産、信書その他について、そのいずれかであるかを問わず不合理な捜査または押収に対して安全を確保される権利を持つ。」

108 *Williams v Attorney-General* [2007] NZCA 52; *Hamed v R* [2011] NZSC 101, [2012] 2 NZLR 305, (2011) 25 CRNZ 326.

109 1990年権利章典法28条「影響を受けないその他の権利および自由」：「既存の権利または自由は、その権利または自由が本権利章典に含まれていないこと、または一部にのみ含まれていることのみを理由として、破棄または制限されるものではない。」

110 *Booker v Police* [2007] NZSC 30, [2007] 3 NZLR 91.

されたもの（2回目）である。DNA サンプルは2回目の事情聴取の際に、X1（指名された者¹¹¹としてのXの母親）の立会いのもと自宅で採取されたものである。本件を担当した少年裁判所は結論として、1995年犯罪捜査（身体サンプル）法およびNZ子どもウェルビーイング法に基づき供述書およびDNAサンプルのいずれも認めなかった。判決の中で同裁判所は子どもの権利条約、国際規則および外国の判例を参照しながら、子どもの脆弱性ゆえの特別な保護、適切な言語での説明と説明方法、および指名された者の役割と弁護士へのアクセスの重要性から結論を導いている。

（2）子どもの脆弱性ゆえの特別な保護

Xはコミュニケーション障害を含む神経発達障害（neuro-disability）があり、「被害者」、「否認しない」、または「有罪」などの法的用語を理解することが難しく¹¹²、警察の事情聴取に参加する能力は限られていた。少年裁判所はNZ子どもウェルビーイング法に基づく子どもへの特別な保護が提供される必要がある脆弱性は、子どもの発達の未熟さに基づくものであり、思考能力が発達途上であるために衝動的な行動がよく見られる¹¹³ことに理解を示した。同旨を繰り返すかのように、同裁判所は子どもの権利条約の前文「子どもは、その身体的および精神的に未熟であるため、適切な法的保護を含む特別な保護およびケアを必要とする」¹¹⁴ことにも触れた。また、同裁判所は科学、研究、言語聴覚療法士の関与、法医学的検査や報告書を取り上げ、裁判所に出廷する多くの子どもとコミュニケーション障害を含む神経障害の関係に言及¹¹⁵しつつ、「裁判手続きにおける意思決定は先例に基づいて行われなければならないが、事件の正当性の核心にかか

111 NZ子どもウェルビーイング法229条～331条は、子どもが両親、保護者、成人のファナウまたは教師などを「指名された者」（person nominated）に選び、警察の事情聴取を受ける際に支援してもらうことができる規定である。

112 FG para at 75 (a).

113 FG para at 145.

114 FG para at 146.

115 FG para at 148.

わる問題について科学や研究が示す内容にも従う必要がある¹¹⁶と述べた。そして同裁判所は、国内の科学調査に関する修士論文を取り上げ¹¹⁷、実年齢よりも脆弱である X のために NZ 子どもウェルビーイング法（215 条～224 条）に基づく保護は特別ではない¹¹⁸とした。

DNA サンプルの採取に関して少年裁判所は、本来同意を必要とする DNA サンプルの採取は適切なインフォームド・コンセントに基づいて実施されなければならない、慎重に手続きを行うべきであったにも関わらず、X の年齢と障害への特別な配慮が提供されなかったことを指摘した¹¹⁹。また、同裁判所は 1995 年犯罪捜査（身体サンプル）法が法的な助言を欠きながら子どもの権利とプライバシーへの重大な侵害となりうる手続きを許容していることは子どもの権利条約違反になりうる¹²⁰し、子ども権利条約を国内法に反映させていない法整備の遅れも併せて批判している。

(3) 適切な言語での説明と説明方法の重要性

本判決で少年裁判所は子どもへの特別な保護の必要性に関する先例である R v Z 判決¹²¹を取り上げた。同判決から NZ 子どもウェルビーイング法によって与えられる特別な保護は子どもの年齢と理解度に適した言語の使用を要求するだけでなく、事情聴取は可能な限り年齢に適した時間と状況で行われなければならないと要求した部分を引用した¹²²。これは警察によって子どもが自身の権利を理解していることを確認するだけでなく、実際にどのように権利を「行使できるか」(exercise)を理解させることの

116 FG para at 149.

117 Frances Gaston, Young people's comprehension of the rights caution in New Zealand. Master of Science in Forensic Psychology Thesis. Victoria University of Wellington. 2017.

118 FG para at 165.

119 FG para at 190 (a) .

120 FG para at 176 (c) .

121 R v Z [2008] NZCA 246 [2008] 3 NZLR 342 ["R v Z"] .

122 FG para at 91.

重要性にも踏み込んだものである¹²³。本件裁判所は R v Z 判決で言及された 1990 年権利章典法 23 条¹²⁴の「inform」とは対照的な NZ 子どもウェルビーイング法 215 条が「explain」という文言を使用していることに着目した。そのうえで、「年相応の言語で子どもに弁護士の権利を単に知らせるだけでは、子どもの理解レベルを考慮しているとはいえず、NZ 子どもウェルビーイング法 218 条の要件を満たさない¹²⁵」として、適切な言語を使用した説明とその説明方法が必要であったことを説いた。

(4) 指名された者の役割と弁護士へのアクセス

ニュージーランドにおいて警察の事情聴取における子どもの権利は、1990 年権利章典法および NZ 子どもウェルビーイング法が保障している。同権利章典法 23 条は子どもの黙秘する権利、弁護士の立ちあいを求める権利、および自身の権利について説明を受ける権利を保障し、NZ 子どもウェルビーイング法は子どもに自ら選んだ「指名された者」から警察の事情聴取の際に支援を受けることができる権利を保障している。本件では X の母親である X1 が指名された者であったが、1 回目の事情聴取では X1 が職場から直接警察署に到着したことから慌てふためいており、また 2 回目の事情聴取では X の兄弟（幼児）の世話や家事を行う状況であった。

123 FG para at 92.

124 1990 年権利章典法 23 条「逮捕または留置された人の権利」：「①何らかの法律に基づき逮捕または留置されたすべての人は、(a) 逮捕または留置の時にその理由を知らされなければならない、かつ (b) 遅延なく弁護士に相談し支持する権利と、その権利について知らされる権利をもち、かつ (c) 人身保護令状によって遅延なく逮捕または留置の有効性を判断してもらう権利など、逮捕または留置が合法的でない場合に釈放される権利をもち。②犯罪で逮捕されたすべての人は、速やかに起訴されるか、または解釈される権利をもち。③犯罪で逮捕され釈放されないすべての人は、可能な限り早い時期に裁判所または管轄権のある審判書にその身柄が引き渡されなければならない。④何らかの犯罪または犯罪の嫌疑のために、何らかの法に基づき (a) 逮捕されるか、または (b) 留置されたすべての人は、いかなる供述をも控える権利と、その権利を知らされる権利をもち。⑤自由を奪われたすべての人は、身体の本来の尊厳に対する尊重とともに人道的に取り扱われなければならない。」

125 FG para at 96.

これらの状況について少年裁判所は、X 1 が自身の子どもであるXへの心理的・精神的な支援を提供する親の役割と、法的な権利を理解させる指名された者の役割を並行して果たすことは非現実的であるという認識を示した¹²⁶。これらの状況を踏まえて同裁判所は1回目の事情聴取から弁護士を同席させるべきであることは明らかであり、ニュージーランドが子どもの権利条約を批准していることから弁護士へのアクセスは保障されるべき権利であると述べた¹²⁷。弁護士へのアクセスについて少年裁判所は、子どもの権利条約40条（少年司法の基本原則）、子どもの権利委員会の一般意見24号（司法制度における子どもの権利）¹²⁸、北京規則（少年司法運営に関する国連最低基準規則）¹²⁹、ハバナ規則（自由を奪われた少年の保護のための国連規則）¹³⁰、リャド・ガイドライン（少年非行予防のための国連ガイドライン）¹³¹、ヨーロッパ人権裁判所¹³²やオランダの判例¹³³、そしてR v Z 判決で参照したカナダのアプローチ¹³⁴と判例¹³⁵を引用¹³⁶したり、子ども

126 FG para at 172.

127 FG para at 197.

128 UN Committee on the Rights of the Child General comment No. 24 (2019) on children's rights in the child justice system UN Doc CRC/C/GC/24 (18 September 2019).

129 UN Standard Minimum Rules for the Administration of Juvenile Justice A/RES/40/33 (1985).

130 UN Rules for the Protection of Juveniles Deprived of their Liberty GA Res 45/113 (1990).

131 UN Guidelines for the Prevention of Juvenile Delinquency GA Res 45/112/Res/45/112 (1990).

132 *Salduz v Turkey* Grand Chamber, ECHR 36391/02, 27 November 2008; *Panovits v Cyprus* ECHR 4268/04, 11 March 2009.

133 Dutch Supreme Court, ECLI: NL: HR: 2009: BH3081, 30 June 2009; Dutch Supreme Court, ECLI: NL: HR: 2010: BN7727, 11 November 2010; Dutch Supreme Court, ECLI: NL: HR: 2013: CA2555, 6 June 2013; and Dutch Supreme Court, ECLI: NL: HR: 2014: 133, 21 January 2014.

134 Department of Justice, Canada. Statement of a Young Person Form 9.1 Section 146 Youth Criminal Justice Act SC 2002, c.1 (<http://www.justice.gc.ca>).

135 *Campbell v R* [2014] NZCA 376, [2015] DCR 237.

136 FG para at 94-95.

の権利条約を解釈ツールとした国内の判例¹³⁷も参照¹³⁸しながら、子どもが弁護士にアクセスをする重要性に言及した。

8. NZ 子どもウェルビーイング法の課題と展望

2017 年法による NZ 子どもウェルビーイング法の改正や政府機関（子ども省、警察、保健省、社会開発省、教育省、法務省、および矯正省含む）を監視する 2022 年オランガ・タマリキ・システム監視法¹³⁹が制定されたこともあり、ニュージーランドにおける子どもの権利保障は前進したという高い評価もある¹⁴⁰。しかし、脆弱な立場に置かれている子どもへの差別的慣行、子どもの最善の利益の実践的成果、および子どもが意見を述べる権利については改善の余地がある¹⁴¹。マオリの子どものウェルビーイングを阻害している要因のひとつである、1974 年法制定時にも指摘されてい

137 Pouwhare v R [2010] NZCA 268, (2010) 24 CRNZ 868.

138 FG paras at 105-121.

139 2022 年オランガ・タマリキ・システム監査・監視法（Oversight of Oranga Tamariki System Act 2022）に基づいて政府機関を監視するのは、子ども・少年委員会（Mana Mokopuna –Children and Young People’s Commission）、オンブズマン、および子どもモニタリング機関（Aroturuki Tamariki-Independent Children’s Monitor）である。資生堂、前掲 79 頁。

140 キッズライツ財団（Kids Rights Foundation）とは、オランダアムステルダムに拠点を置き、子どもの権利に対する意識を高めて弱い立場にある子どもを支援することを目的とする国際的な子ども支援団体である。当該団体が公表する Kids Rights Index は生存権、健康への権利、教育を受ける権利、保護を受ける権利、子どもの権利のための環境整備の 5 つの指標に基づき毎年調査する。2024 年の調査ではニュージーランドは総合 62 位、健康 44 位、人生（Life）19 位、教育 10 位、保護 37 位、環境 159 位であった。同国は子どもの権利を強化するために法的な枠組み、資源配分、データに基づく政策アプローチを強化する取り組みなどが評価され、総合順位で前年度から最も順位を上昇させた国である（2023 年の 178 位から 62 位に急上昇）。日本は総合 22 位、健康 7 位、人生 2 位、教育 31 位、保護 6 位、環境 96 位を獲得した。Kids Rights Foundation. The Kids Rights Index. Report. 2024 (<https://files.kidsrights.org/wp-content/uploads/2024/08/27144335/The-KidsRights-Index-report-2024.pdf>) .

141 UN Committee on the Rights of the Child. Concluding Observations on the Sixth Periodic Report of New Zealand (CRC/C/NZL/CO/6) 2023. paras. at 15, 17 and 19. (<https://documents.un.org/doc/undoc/gen/g23/023/44/pdf/g2302344.pdf>) .

た個別的差別 (personal racism)、文化的差別 (cultural racism)、および構造的差別 (institutional racism)¹⁴² への対応も必要である。FG 判決でも指摘されたように非常に重要視する弁護士へのアクセスは、子どもが明示的に弁護士¹⁴³へのアクセスを放棄しない限り当該権利を放棄できないようにすることで真の意味での特別な保護が実現するという提案がなされている¹⁴⁴。警察に対してプライバシーの保護を始め、NZ 子どもウェルビーイング法や子どもの権利条約を反映させたガイドラインを作成することにより、子どもの写真撮影時の権利保護の要望もある¹⁴⁵。

また明文化された憲法や立法による強力な人権規定がないニュージーランドでは、政府が容易に子どもの権利を無視できる¹⁴⁶。1990年権利章典法による人権保障の強化¹⁴⁷を求める国連の指摘に対して、ニュージーランド国内の議論は活発ではない。さらに、ニュージーランドが「文化や宗教などの多様性を尊重しあう調和のとれた」¹⁴⁸多文化主義社会を目指さず中で、民族的ルーツをもつ子どもや難民¹⁴⁹を始め障害のある子どもへの差別、お

142 Ministry of Social Development, New Zealand. PUAO-TE-ATA-TU (day break). The Report of the Ministerial Advisory Committee on a maori perspective for the Department of Social Welfare. 1971. paras. at 37-47 (<https://msd.govt.nz/documents/about-msd-and-our-work/publications-resources/archive/1988-puaoteatatu.pdf>) .

143 NZ 子どもウェルビーイング法には、法廷弁護士 (barrister)、事務弁護士 (solicitor) (主に 227 条～228 条)、ユース・アドボケイト (youth advocate) (主に 323 条～325 条)、およびレイ・アドボケイト (lay advocate) (主に 326 条～328A 条) について規定され、子どもが多様な法的支援を受けられるような選択肢が用意されている。

144 Werry, K. Young people in police interrogations. *New Zealand Law Journal*. 2021. pp. 210-213.

145 The Independent Police Conduct Authority and Office of the Privacy Commissioner. *op. cit.*, para. at 366.

146 Lynch. 2021. *op. cit.*, p. 96.

147 UN Human Rights Committee. Concluding observations on the sixth periodic report of New Zealand (CCPR/C/NZL/6) 2016. paras at 10 (a) and (b).

148 内藤暁子「ニュージーランド社会の理想像と実像 —多様性と包摂性の両立を目指して」武蔵社会学論集 22 (2020) 59-90. 62 頁。

149 Ministry of Youth Development, New Zealand. *Connect & Kōrero – Innovating to amplify refugee and ethnic migrant youth voice in Aotearoa New Zealand policy Report*. 2023

よび貧困や不平等の根底にある構造的要因¹⁵⁰にも目を向けて、NZ 子どものウェルビーイング法の見直しも有益であろう。

おわりに

NZ 子どもウェルビーイング法は、子どもの安全やウェルビーイングを最優先に位置付け、福祉法と少年司法を連携させながら切れ目ない法域で子どものウェルビーイングを保障しようとしていることがわかった。2017 年法は裁判所や同法所定の権限を行使する者に対して子どもの権利条約や障害者権利条約に従って解釈することを求め、チーフ・エグゼクティブのワイタング条約への遵守義務や国家による子どもの自立支援が強化されたことで、子どものウェルビーイングへの法的保障の進展が図られた。しかしながら、現在新規導入が評価された NZ 子どもウェルビーイング法 7AA 条撤廃修正案やワイタング条約原則法案の提出はマオリ全体の法的保障の後退が危ぶまれる。また治安の悪化への懸念が強くなりつつある¹⁵¹中で、少年司法に関わる子どもの問題も深刻である¹⁵²。本稿では 2017 年法の主要な改正点に焦点を当てたため NZ 子どもウェルビーイング法所定の家族グループ会議¹⁵³については最低限に留めたが、将来的には同会議

(<https://myd.govt.nz/documents/resources-and-reports/publications/connect-korero-report/connect-korero-report-final-.pdf>).

150 Save the Children New Zealand. Child protection situational analysis. 2024. p. 13

(<https://www.savethechildren.org.nz/assets/Files/Reports/SCNZ-Child-Protection-Situational-Analysis-Report.pdf>).

151 The World Bank's website. Intentional homicides (per 100,000 people) -New Zealand, Japan, World, Canada, Australia, United States, Iceland (https://data.worldbank.org/indicator/VC.IHR.PSRC.P5?end=2021&locations=NZ-JP-1W-CA-AU-US- IS&name_desc=false&start=2001&view=chart).

152 資生堂、前掲 20 頁。

153 家族グループ会議は 1989 年法に導入され、西洋型の刑事司法とマオリの伝統的慣習を統合させた「加害者を再統合していく紛争解決方法」として、社会福祉および刑事司法の領域で活用されてきた。当該グループ会議は日本でいう「司法作用による規範的解決と福祉援助による実体的解決の調和を図る司法福祉の理念と重なり合う」という。日本ニュージーランド学会・東北公

が求める子どもへのパターンリズミ的な援助観ではなく、家族主導の援助観による問題解決力を引き出す手法¹⁵⁴の再考も予測される。この先、学術的な研究や調査が着手され始めた¹⁵⁵多様なルーツをもつ子どもや年次報告書¹⁵⁶から、2017年法による改正の意義や成果の検証とともに2004年時点に指摘されたニュージーランドの国内法における年齢に基づく差別条項(497カ所)¹⁵⁷の点検も急務であろう。

一方、日本でも子どもの権利保障法制は充実しつつあり、こども基本法

益文科大学ニュージーランド研究所編『「小さな大国」ニュージーランドの教えるもの：世界と日本を先導した南の理想郷』論創社(2012)(竹原幸太284-287・306頁)。

154 同(竹原幸太290-291頁)。

155 Mackey, G. and Hill-Denee, Diti. Taking care of our children: 30 years in child rights in Aotearoa New Zealand. p. 119. in Višnjić-Jevtić, A., Sadownik, A. R. and Engdahl, I. Young children in the world and their rights. Springer. 2022.

156 2021年以降ニュージーランドの社会開発庁は年次報告書として、子ども(0～24歳対象)のウェルビーイング指標の重要性、指標の推移、課題、行動計画、子どもの生の声などをまとめて公表し、政府としての戦略の進捗や課題を確認している。Ministry of Social Development, New Zealand's website. Child and youth wellbeing – reports (<https://www.msd.govt.nz/about-msd-and-our-work/child-youth-wellbeing/reports.html>).

157 Government of New Zealand's website. Te Ara – The encyclopedia of New Zealand. Childhood (<https://teara.govt.nz/en/childhood/page-6>).

の目的には「幸福」¹⁵⁸という文言¹⁵⁹が盛り込まれた¹⁶⁰。ウェルビーイングという概念は非常に多義的で、国や文化によっても捉え方が異なるし、当然個人差もある¹⁶¹。イギリスの植民地として出発した伝統的な白人移民国家であり、かつ憲法事情や外国法を法源に依存するニュージーランドと日本は異なる。しかし、「大人は『権利』と『日常生活』を切り離して考えているからいつになっても子どもたちの実生活に子どもの権利がないのだと思う」¹⁶²という声に憲法学も寄り添いたいはずである。子どものウェルビーイングは日本国憲法上の権利と密接であり、かつ理念と目的が大きく異なる福祉法と少年司法の連携¹⁶³が求められる日本にも、NZ 子どもウェル

-
- 158 こども基本法には「幸福」の定義は見当たらないが、こども家庭庁は子どものウェルビーイングを「身体的・精神的・社会的に良い状態にあるという包括的な幸福として、短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義など将来にわたる持続的な幸福を含むものをいう。」と説明している。こども家庭審議会「今後5年程度を見据えたこども施策の基本的な方針と重要事項等～こども大綱の策定に向けて～（答申）令和5年12月1日」（2023）6・47頁（https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/52eab911-8cc7-44d9-9c2a-cc021ea2b2d2/cd4f63da/20231201_policies_kodomo-taikou_toushin_04.pdf）。
- 159 こども基本法1条「目的」：「この法律は、日本国憲法及び子どもの権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担うすべてのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、社会全体としてこども施策に取り組むことができるよう、こども施策に関し、基本理念を定め、国の責務等を明らかにし、及びこども施策の基本となる事項を定めるとともに、こども政策推進会議を設置すること等により、こども施策を総合的に推進することを目的とする。」
- 160 地方自治体によっては子どもの権利に関する条例に制定しているが、「ウェルビーイング」を明記している条文は見つけられなかった。
- 161 こども家庭庁「令和5年度こども家庭庁委託調査 諸外国等におけるこどものウェルビーイングの概念と測定方法に関する調査報告書」（2023）（https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/d0d674d3-bf0a-4552-847c-e9af2c596d4e/10aa0e4d/20240403_policies_kodomo-research_01.pdf）。
- 162 株式会社NTT経営研究所「令和5年度こども・子育て支援推進調査研究事業 こどもの心の健康に関する調査研究事業報告書」（2024）21頁（<https://www.nttdata-strategy.com/assets/pdf/project/2024/child/00-r5-report.pdf>）。
- 163 たとえば田宮裕・廣瀬健二編「注釈少年法」（5版）有斐閣（2024）31頁。

ビーイング法から一定の示唆を得ることができよう。今後、ウェルビーイングの法的定義や子どもという存在の捉え方（子ども像）を含めて、子どものウェルビーイングを保障するための日本国憲法の解釈や法域についての研究を継続し、日本における子どものウェルビーイング保障法制の充実に繋げたいと考えている。

子どもが主体ではないが、田島光浩編「こころの科学 239号：生きづらさと犯罪 ―新たな支援に向けて」日本評論社（2024）（林眞琴「変わりゆく刑事司法 ―福祉との連携に向けて」17-26頁）もある。